

平成 28 年 2 月 26 日
消 防 庁

配管の摩擦損失計算の基準の一部を改正する件（案）に対する意見募集 の結果及び改正告示の公布

消防庁では、「配管の摩擦損失計算の基準の一部を改正する件（案）<告示>」の内容について平成 27 年 12 月 29 日から平成 28 年 2 月 1 日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、本件に対する御意見はありませんでした。この結果を踏まえて、本日、「配管の摩擦損失計算の基準の一部を改正する件」を公布しましたのでお知らせします。

1 主な改正内容

「配管の摩擦損失計算の基準の一部を改正する件」は、ステンレス鋼钢管を用いる場合の流量係数（配管の種別ごとの流体の流れやすさを示す数値）を見直し、配管の摩擦損失計算の算式等を当該流量係数に対応したものとする等の改正を行うものであり、主な改正事項は以下のとおりです。

- ・ 配管の摩擦損失計算の算式の改正
- ・ 管継手及びバルブ類を使用する場合の等価管長の改正

2 意見募集の結果

「配管の摩擦損失計算の基準の一部を改正する件（案）」の内容について平成 27 年 12 月 29 日から平成 28 年 2 月 1 日までの間、意見を募集したところ、本件に対する御意見はありませんでした。

3 告示の公布

消防庁では、意見募集の結果を踏まえ、「配管の摩擦損失計算の基準の一部を改正する件」を平成 28 年 2 月 26 日に公布しました。



(事務連絡先)
消防庁予防課 五月女補佐、境
TEL 03-5253-7523 (直通)
FAX 03-5253-7533

配管の摩擦損失計算の基準の一部を改正する件について

平成28年2月
消防庁予防課

【改正理由】

屋内消火栓設備やスプリンクラー設備等は、配管の摩擦損失を踏まえた上で、必要な放水圧力を確保するように加圧送水装置を設けることとなっている。当該摩擦損失の計算に当たり必要となる流量係数(配管の種別ごとの流体の流れやすさを示す数値)は、従来、ステンレス鋼钢管を用いる場合について130としていたところである。今般、他の計算基準等における取扱いを踏まえ、「配管の摩擦損失計算の基準」(平成20年消防庁告示第32号)を改正し、流量係数140に応じた配管の摩擦損失計算の算式及び管継手・バルブ類の等価管長(管継手・バルブ類における摩擦損失を直管相当の長さに換算したもの)等を規定するものである。

【改正内容】

(1) 配管の摩擦損失計算の算式(第2関係)

一般配管用ステンレス鋼钢管(JISG3448)及び配管用ステンレス鋼钢管(JISG3459)を用いる際の配管の摩擦損失計算の算式について、流量係数140に対応したものとする。

(2) 一般配管用ステンレス鋼钢管に応じた管継手及びバルブ類を使用する場合の等価管長(別表第4関係)

一般配管用ステンレス鋼製突合せ溶接式管継手(JISB2309)に係る等価管長を別表に追加するとともに、表中の各等価管長について、流量係数140に対応したものとする。

(3) 配管用ステンレス鋼钢管に応じた管継手及びバルブ類の等価管長(別表第5、別表第6及び別表第7関係)

配管用ステンレス鋼钢管に応じた管継手及びバルブ類の等価管長について、流量係数140に対応したものとする。

(4) その他

所要の規定の整備を行う。

【経過措置】

施行の際現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物における配管の摩擦損失計算については、なお従前の例によることができることとする。

【施行期日】

平成28年4月1日

○消防庁告示第七号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条第一項第七号チ、第十四条第一項第十一号ホ、第十六条第三項第三号ヘ及び第三十一条第八号の規定に基づき、平成二十年消防庁告示第三十一号（配管の摩擦損失計算の基準）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月二十六日

消防庁長官 佐々木敦朗

第一中「第十二条第七号チ」を「第十二条第一項第七号チ」に改める。

第二中「配管用炭素鋼管」を「水配管用亜鉛めつき鋼管」に改め、「同じ。」の下に「GII|四四

$$(1) \text{ 配管用炭素鋼管 (日本工業規格) を加え, } H_n = 1.0 \frac{Q k^{1.85}}{D k^{4.87}} \left[\frac{I' k + I'' k}{100} \right] \text{ を}$$

$$\left[H_n = 0.9 \frac{Q k^{1.85}}{D k^{4.87}} \left[\frac{I' k + I'' k}{100} \right] \right] \text{ に, 'ステンレス鋼管' を 'ステンレス鋼钢管' に, 'GII|四}$$

五二一) チを「GII|四四一) チ、配管用炭素鋼管 (日本工業規格 GII|四五一) チ」と、「から第七」を「から別表第七」に改める。

別表第一中「炭素鋼管」を「炭素鋼钢管」に改める。

別表第四から別表第七までを次のように改める。

2 一般配管用ステンレス鋼钢管（日本工業規格G三四四八）に適合する管に配管用ステンレス鋼钢管（日本工業規格G三四五九）を材料とする管継手を接続する場合にあっては、本表の値に一・三を乗じた値とする。

3 管継手のうちチーズ及びクロス（口径の異なるものを含む。）を直流で使用するもの、ソケット（溶接式のものにあっては、レジューサとする。）及びブッシュについては、本表を適用することなく、当該大きさの呼び（口径の異なるものにあっては、当該それぞれの大きさの呼び）に応じた管の呼びの直管として計算するものとする。

別表第5 配管用ステンレス鋼钢管（日本工業規格G三四五九）スケジュール+Sに応じた管継手及びバルブ類を使用する場合

種別	大きさの呼びA	25	32	40	50	65	80	90	100	125	150	200	250	300
ねじ込み管み	45°エルボ	0.5	0.7	0.8	1.0	1.3	1.6	1.8	2.0	2.5	3.0	3.9	4.9	5.8
	90°エルボ	1.2	1.5	1.7	2.2	2.8	3.3	3.8	4.4	5.3	6.4	8.4	10.4	12.4
	リantanベンド (180°)	2.8	3.6	4.2	5.3	6.9	8.1	9.3	10.6	13.0	15.5	20.4	25.4	30.3
式	チーズ又はクロス	2.3	2.9	3.4	4.4	5.6	6.7	7.7	8.7	10.7	12.7	16.7	20.8	24.9

適用することなく、当該大きさの呼び（口径の異なるものにあっては、当該それぞれの大きさの呼び）に応じた管の呼びの直管として計算するものとする。

附 則

（施行期日）

1 ノの告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 ノの告示の施行の際現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物における配管の摩擦損失計算については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

平成二十年消防庁告示第三十一号（配管の摩擦損失計算の基準）の一部を改正する件 新旧対照表

○ 平成二十年消防庁告示第三十一号（配管の摩擦損失計算の基準）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	現 行
第一 趣旨		
<p>「」の告示は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条第一項第七号チ、第十四条第一項第十一号ホ、第十六条第三項第三号へ及び第三十一条第八号に規定する配管の摩擦損失計算の基準を定めるものとする。</p> <p>第二 配管の摩擦損失計算</p> <p>配管の摩擦損失計算は、次の算式によるものとする。</p> $H = \sum_{n=1}^N H_n + 5 \quad (\text{流水検知装置を使用しないものにあっては } H = \sum_{n=1}^N H_n)$ <p>Hは、配管の摩擦損失水頭（単位 メートル）</p> <p>Nは、配管の摩擦損失計算に必要なH_nの数</p> <p>H_nは、次の算式により求める配管の大きさの呼び径との摩擦損失水頭（単位 メートル）</p> <p>損失水頭（単位 メートル）</p>	<p>第一 趣旨</p> <p>「」の告示は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条第七号チ、第十四条第一項第十一号ホ、第十六条第三項第三号へ及び第三十一条第八号に規定する配管の摩擦損失計算の基準を定めるものとする。</p> <p>第二 配管の摩擦損失計算</p> <p>配管の摩擦損失計算は、次の算式によるものとする。</p> $H = \sum_{n=1}^N H_n + 5 \quad (\text{流水検知装置を使用しないものにあっては } H = \sum_{n=1}^N H_n)$ <p>Hは、配管の摩擦損失水頭（単位 メートル）</p> <p>Nは、配管の摩擦損失計算に必要なH_nの数</p> <p>H_nは、次の算式により求める配管の大きさの呼び径との摩擦損失水頭（単位 メートル）</p> <p>損失水頭（単位 メートル）</p>	

Cは、流量係数であり、次式によって求めた数

$$C = \frac{\left[\frac{458 \times \left(\frac{Q}{3.785} \right)^{1.85} \times 3.2787}{p \times \left(\frac{d}{2.54} \right)^{4.87}} \times 1.4223 \right]^{1/1.85}}{}$$

Qは、大さやの呼びがkである配管内を流れ水又は泡水溶液の流量（単位 リットル毎分）

pは、100メートルあたりの損失水頭（単位 メートル毎100メートル）

dは、大さやの呼びがkである配管の基準内径（単位 センチメートル）

I'kは、大さやの呼びがkの直管の長さの合計（単位 メートル）

I'kは、大さやの呼びがkの管継手及びバルブ類について、次式（別表第一から別表第七までに掲げる管継手及びバルブ類について、当該管継手及びバルブ類の大きさの呼びに応じて使用する管の種別）とに定めた別表第一から別表第七までに定める値）により直管相当長さに換算した等価管長の合計（単位 メートル）

$$I''k = \frac{\lambda D k}{4 f}$$

λは、管継手及びバルブ類の形状による摩擦係数

Cは、流量係数であり、次式によって求めた数

$$C = \frac{\left[\frac{458 \times \left(\frac{Q}{3.785} \right)^{1.85} \times 3.2787}{p \times \left(\frac{d}{2.54} \right)^{4.87}} \times 1.4223 \right]^{1/1.85}}{}$$

Qは、大さやの呼びがkである配管内を流れ水又は泡水溶液の流量（単位 リットル毎分）

pは、100メートルあたりの損失水頭（単位 メートル毎100メートル）

dは、大さやの呼びがkである配管の基準内径（単位 センチメートル）

I'kは、大さやの呼びがkの直管の長さの合計（単位 メートル）

I'kは、大さやの呼びがkの管継手及びバルブ類について、次式（別表第一から別表第七までに掲げる管継手及びバルブ類について、当該管継手及びバルブ類の大きさの呼びに応じて使用する管の種別）とに定めた別表第一から別表第七までに定める値）により直管相当長さに換算した等価管長の合計（単位 メートル）

$$I''k = \frac{\lambda D k}{4 f}$$

λは、管継手及びバルブ類の形状による摩擦係数

